



鳥取県公報

平成15年6月30日(月)
号外第101号

毎週火・金曜日発行

が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

目 次

人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（20） （給与課）.....	1
------	---	---

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第20号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分

改正後				改正前			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
組 織		職	区 分	組 織		職	区 分
本	庁	略	3 種	本	庁	略	3 種
		課 長 県 民 室 の 室 長 工 事 検 査 室 の 室 長 協 働 推 進 室 の 室 長 国 内 交 流 推 進 室 の 室 長 集 中 化 推 進 室 の 室 長				課 長 県 民 室 の 室 長 工 事 検 査 室 の 室 長 協 働 推 進 室 の 室 長 国 内 交 流 推 進 室 の 室 長	
本	庁	営 繕 室 の 室 長 福 利 厚 生 室 の 室 長 分 権 推 進 室 の 室 長	4 種	本	庁	営 繕 室 の 室 長 福 利 厚 生 室 の 室 長 分 権 推 進 室 の 室 長 過 疎 ・ 中 山 間 地 域 振 興 室 の 室 長 企 画 戦 略 室 の 室 長	4 種
		介 護 保 険 室 の 室 長 自 然 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 の 室 長 下 水 道 室 の 室 長 企 画 推 進 室 の 室 長 産 学 官 連 携 推 進 室 の 室 長 企 業 立 地 推 進 室 の 室 長 雇 用 政 策 室 の 室 長 普 及 技 術 指 導 室 の 室 長 地 産 地 消 推 進 室 の 室 長 農 村 整 備 企 画 室 の 室 長				介 護 保 険 室 の 室 長 自 然 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 の 室 長 下 水 道 室 の 室 長 企 画 推 進 室 の 室 長 産 学 官 連 携 推 進 室 の 室 長 企 業 立 地 推 進 室 の 室 長 雇 用 政 策 室 の 室 長 普 及 技 術 指 導 室 の 室 長 地 産 地 消 推 進 室 の 室 長 農 村 整 備 企 画 室 の 室 長	

		林業専門技術員室の室長 水産振興室の室長 企画調整室の室長 土木防災室の室長 高速道路推進室の室長 緑地公園室の室長 漁港室の室長 指導検査室の室長	
		略	
知事の事務部局	総合事務所	略	
		所長（県税事務所及び農業改良普及所の所長を除き、人事委員会が承認したものに限る。）	1 種
		所長（県税事務所及び農業改良普及所の所長を除く。） 局長（中部総合事務所福祉保健局の局長及び人事委員会が承認したものに限る。） 県税事務所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）	2 種
		局長（中部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 県 税 事 務 所 の 所 長 副 局 長	
		林業専門技術員室の室長 水産振興室の室長 企画調整室の室長 土木防災室の室長 高速道路推進室の室長 緑地公園室の室長 漁港室の室長 指導検査室の室長	
		略	
知事の事務部局	日野総合事務所	略	
		所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1 種
		所 長 局長（人事委員会が承認したものに限る。） 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）	2 種
		局 長 副 局 長 課 長 農 業 改 良 普 及 所 の 所 長	3 種

公文書館	略		
	館長	3	種
県民局	局長	2	種
	課長	3	種
略			
県税事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2	種
	所長	3	種
	課長	5	種
略			
健康福祉センター	部長（人事委員会が承認したものに限る。）	1	種
	所長 部長（人事委員会が承認したものに限る。）	2	種
	室長（企画総務室の室長に限る。） 部長 課長（八頭地域保健部の課長に	3	種

地方
機関

	課長（保健衛生課の課長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。） 農業改良普及所の所長 大規模基盤整備室の室長	3	種
	米子空港整備推進室の室長	4	種
	税務専門員 用地専門員	5	種
公文書館	略		
	館長	3	種
略			
東部県税事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2	種
	所長	3	種
	課長 税務専門員	5	種
略			
福祉保健局	局長（支局の局長を除く。） 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）	2	種
	副局長 支局の局長	3	種
	課長（八頭支局の課長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。）		

地方
機関

略				
保育専門学院	院長 次長（人事委員会が承認したものに限る。）	3	種	
略				
倉吉総合看護専門学校	次長（人事委員会が承認したものに限る。） 事務長（人事委員会が承認したものに限る。）	3	種	
略				
地方農林振興局	略			
	局長			
	副局長			
	課長 所長	3	種	
略				
地方県土整備局	略			
	局長			
	副局長			
	課長 室長	3	種	

				あつては、人事委員会が承認したものに限る。)
略				
保育専門学院	院長 次長（人事委員会が承認したものに限る。）	3	種	
日野保健所	所長 課長（人事委員会が承認したものに限る。）	3	種	
略				
倉吉総合看護専門学校	次長（人事委員会が承認したものに限る。）	3	種	
略				
地方農林振興局	略			
	局長			
	副局長			
	課長 所長 室長	3	種	
略				
地方県土整備局	略			
	局長			
	副局長			
	課長 室長（鳥取環状道路建設推進室	3	種	

の室長に限る。)

室	長	4	種
---	---	---	---

略

略

略

略

略

略

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

